

犬及びねこの引取りについて

現在、飼い主のいる犬及びねこの引取りは、やむを得ない場合に限り、手数料を納めることで保健所が引取りを行ってきました。

しかし、「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部改正により、平成25年9月1日から、県は**終生飼養の原則に反する引取りを拒否できる**こととなりました。

犬やねこをはじめとして、ペットを飼う際は、最期まで責任を持って飼えるかなど、将来にわたった計画を立てたうえで飼うようにしましょう。

記

1 引取りを拒否できる場合

- (1) 犬・ねこ等販売業者から引取りを依頼された場合
- (2) 同じ人から繰り返し引取りを依頼された場合
- (3) 子犬や子ねこの引取りについて、繁殖制限措置（不妊・去勢手術）を行う指導に応じない場合
- (4) 犬・ねこの高齢化・病気などの理由、または犬・ねこの飼養が困難であるとは認められない理由により引取りを依頼された場合
- (5) あらかじめ新たな飼い主を探す努力をしていない場合

2 手数料の額

- (1) 犬

ア 生後91日以上1頭につき	2,000円
イ 生後91日未満1頭につき	400円
- (2) ねこ

ア 生後91日以上1匹につき	1,000円
イ 生後91日未満1匹につき	200円



3 手数料の納入方法

所定の申請書に県証紙を貼付して納入

4 引取場所

天草保健所 衛生環境課（事前にお問い合わせください）

TEL：0969-23-0172

犬やねこをみだりに**殺傷・遺棄・虐待**することは**犯罪行為**です！

- ◆殺傷した場合 2年以下の懲役または200万円以下の罰金
- ◆遺棄した場合 100万円以下の罰金
- ◆虐待した場合 100万円以下の罰金